

一般社団法人大津市スポーツ協会物品貸出に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人大津市スポーツ協会（以下「本協会」という。）が所有又は管理している物品の貸出に関する事項を規定する。

(貸出対象)

第2条 物品の貸出を受ける対象は次のとおりとする。

- (1) 本協会加盟団体
- (2) 教育、福祉施設その他、本協会が認める団体等

2 前項、第1号又は第2号に規定する団体等であっても、本協会が次の各号のいずれかに該当すると認めて場合は、物品を貸出さないものとする。

- (1) 貸出された物品を、宗教活動、政治又は営業活動等に利用する恐れがある団体等
- (2) その他、本協会の事務局長（以下「事務局長」という。）が、不相当と認めた団体等

(貸出物品)

第3条 貸出物品は、「物品貸出リスト（別表第1）」に記載されているものとする。

(使用料)

第4条 貸出物品の使用料は、「物品貸出リストの（別表第1）」の物品ごとの右欄に記載の金額とする。ただし、教育、福祉施設その他、本協会が認める団体等への貸出使用料は免除とする。

2 前項の使用料は、貸出物品の修繕、補充又は管理のために徴収するものとする。

(貸出申請)

第5条 物品の貸出を受けようとする者（以下「借受人」という。）は、貸出使用料を添えて、物品借用申請書（様式第1）を本協会に提出しなければならない。

2 前項の申請は、原則使用日の5日前までに行うこととする。

3 本協会主催事業等と使用日が重複する場合は、本協会主催事業等を優先するものとする。

(貸出の決定)

第6条 事務局長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査の上、その可否を決定する。

2 事務局長は、前項の規定により、物品の貸出に支障がないと認めた場合は、借受人に物品を貸出すものとする。

(貸出期間)

第7条 物品の貸出期間は、原則として5日以内とする。ただし、事務局長が必要と認める場合は、その期間を延長することができる。

(物品の返還)

第8条 借受人は、次の各号の一に該当する場合は、事務局長に物品を返還しなければならない。

- (1) 前条の貸出期間を満了した場合
- (2) 物品の利用を中止する場合
- (3) 物品を損傷した場合

(物品の破損又は紛失の連絡)

第9条 借受人は、物品が破損又は紛失した場合は、速やかに本協会にその旨を連絡しなければならない。

(物品の破損又は紛失時の措置)

第10条 借受人が、不慮の行為により、物品を破損した場合又は物品を紛失した場合は、本協会と借受人が協議の上、修繕又は補填を行う。

2 前項の規定にかかわらず、物品の破損又は紛失が、借受人の故意又は重大な過失による場合は、借受人の負担により修繕又は補填を行うものとする。

(譲渡等の禁止)

第11条 借受人は、貸出を受けた物品を他人に譲渡し、転貸し、交換してはならない。

(事故責任)

第12条 物品の使用によって生じた事故等に関しては、本協会は一切の責任を負わない。

附 則

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、既に貸出許可を得ている物品の使用料は、発生しないものとする。